

訪問介護における院内介助利用理由書

訪問介護における院内介助の取扱いについては、「『通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合』及び『身体介護が中心である場合』の適用関係について」(平成15年5月8日老振発0508001号、老老発第0508001号)において、「基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる」とされているところです。(平成22年4月28日厚生労働省老健局振興課事務連絡)

鳴門市長 殿	
下記理由により、適切なケアマネジメントを行い、院内スタッフ等による対応が難しく、利用者が介助を必要とする状態を確認したため、訪問介護員による院内の介助時間を身体介護中心型で計画する理由書を届出します。	
平成 年 月 日	事業所住所 事業所名 介護支援専門員氏名
	印

被保険者番号		性別	男 ・ 女	
フリガナ				
被保険者氏名		生年月日	明・大・昭 年 月 日	
要介護度		認定の有効期間	年 月 日～ 年 月 日	
住 所	〒			
	電話番号			
院内スタッフ等による対応が難しい理由 ※注1	医療機関名		職名・氏名	
	確認日	平成 年 月 日	院内介助体制の有無	有 ・ 無
	確認事項			
利用者が介護を必要とする心身の状態				
利用者が該当する状態	<input type="checkbox"/> 院内の移動に介助が必要な場合 <input type="checkbox"/> 認知症その他のため、見守りが必要な場合 <input type="checkbox"/> 排泄介助を必要とする場合 <input type="checkbox"/> その他 ()			

○添付書類

居宅サービス計画書(第1、2表及び第3表)、サービス担当者会議の要点、訪問介護における院内介助のチェックリスト

※注意事項

1.医療機関への確認は必ずしも医師への確認の必要はなく、医療福祉相談室や看護部での確認でも構いません。

訪問介護における院内介助のチェックリスト

下記項目を確認し、チェックをしてください。

- 利用者の身体状況が「自立生活支援のための見守りの援助」や「直接的な介助」を要する状態です。
- 家族（同居・別居を問わず）による支援が不可能です。
- 介護保険以外の施策が活用できないか検討しました。
- 近隣で対応可能な病院はないです。
- アセスメントにより訪問介護員による通院・外出介助の必要性が明確になっています。
- 受付、会計、処方箋の対応、薬剤の授受等において援助が必要です。
- 見守り、身体介護がない時間帯の居宅での状況と矛盾していません。
- 通院日以外の身体介護の必要性と提供状況に矛盾していません。
- 身体的な介助が必要な場合、訪問介護員による「具体的な介助に必要な時間」（単なる待ち時間や単なる付き添い時間、診察時間は除く）のみを計画しています。
- 徘徊等で常時見守りが必要となる場合はその時間を計画しています。

被保険者氏名（ ）

被保険者番号（ ）

確認者(担当ケアマネ) 氏名() 印)